

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）三本松地区）を行うことについて平成23年6月6日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成23年6月24日から同年7月14日まで縦覧に供する。

平成23年6月17日

香川県知事 浜 田 恵 造